

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置について

1. 要件

平成28年4月1日から令和13年3月31日までの間に、バリアフリー改修工事を行い、以下の要件を満たす住宅には、以下の固定資産税について減額措置が受けられます。

- (1) 新築された日から10年以上を経過した住宅で、
 - ①令和8年3月31日までに新築した住宅→床面積が50㎡以上280㎡以下であること
 - ②令和8年4月1日以降に新築した住宅→床面積が40㎡以上240㎡以下であること
- (2) 次のいずれかの者が居住する既存の住宅であること。(賃貸住宅を除く。)
 - ア. 65歳以上の方
 - イ. 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ウ. 障害のある方
- (3) 次の工事で、補助金等を除く自己負担が50万円超(※平成25年3月31日以前にバリアフリー改修に係る契約をした場合は、30万円以上)のものであること。
 - ア. 廊下の拡幅
 - イ. 階段の勾配の緩和
 - ウ. 浴室の改良
 - エ. 便所の改良
 - オ. 手すりの取付け
 - カ. 床の段差の解消
 - キ. 引き戸への取替え
 - ク. 床表面の滑り止め化

2. 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分

3. 適用範囲

減額の適用となるのは1戸当たり100平方メートル相当分までとします。

床面積	減額率
1戸当たりの床面積が100平方メートル <u>以下</u> のもの	固定資産税額の3分の1
1戸当たりの床面積が100平方メートルを <u>超える</u> もの	100平方メートル分の固定資産税額の3分の1

※都市計画税の減額はありません。

4. 申告方法 ※ **申請書の記載例が裏面にありますのでご覧下さい。**

改修工事後3か月以内に、工事明細書や写真等の関係書類(工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可)を添付し、該当物件の所在する区を管轄する各市税事務所(中央区、若葉区、緑区については東部、花見川区、稲毛区、美浜区については西部)資産税課家屋班へ申告してください。

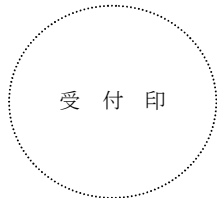
記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

※提出日をご記入下さい。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長 ※納税義務者の住所・氏名・電話番号・個人番号(任意)をご記入下さい。



住所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇番地

納税義務者 氏名 千葉 太郎

電話 〇〇 (〇〇〇) 1 2 3 4

個人番号(任意) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※太線内をご記入下さい。

減額を受けようとする家屋	
家屋の所在地	千葉市〇〇区〇〇〇町〇丁目1234番地
家屋番号	〇〇番〇
種類	居宅
構造	木造
床面積	123.45 m ²
建築年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
登記年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
改修が完了した年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
改修に要した費用	※自己負担額(補助金を除く)をご記入ください。 567,800 円
備考	

【添付書類】

- 所有者の住民票の写し(※納税義務者の個人番号を記載した場合は、添付不要)
- 次のうち、該当するいずれかの書類
 - 居住条件(65歳以上の方の居住)を満たす者の住民票の写し
 - 要介護認定又は要支援認定の被保険者証の写し
 - 障害のある旨を証する書類等の写し
- 工事明細書や写真等の関係書類、工事費用を支払った領収書等の写し
- 補助金等の交付、給付決定を受けたことを確認できる書類等の写し
- バリアフリー改修に係る契約書の写し(平成25年3月31日以前に契約し、工事費が30円以上50万円以下の場合のみ) ※詳細は裏面をご覧ください。

処理	受付

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長



住所
.....
納税義務者 氏名
.....
電話
.....
個人番号 (任意)
.....

減額を受けようとする家屋	
家屋の所在地	千葉市 区
家屋番号	番
種類	
構造	
床面積	m ²
建築年月日	年 月 日
登記年月日	年 月 日
改修が完了した年月日	年 月 日
改修に要した費用	円
備考	

【添付書類】

- 所有者の住民票の写し (※納税義務者の個人番号を記載した場合は、添付不要)
- 次のうち、該当するいずれかの書類
 - 居住条件 (65歳以上の方の居住) を満たす者の住民票の写し
 - 要介護認定又は要支援認定の被保険者証の写し
 - 障害のある旨を証する書類等の写し
- 工事明細書や写真等の関係書類、工事費用を支払った領収書等の写し
- 補助金等の交付、給付決定を受けたことを確認できる書類等の写し
- バリアフリー改修に係る契約書の写し (平成25年3月31日以前に契約し、工事費が30万円以上50万円以下の場合のみ)

処理	受付